

公募型提案競技実施に係る質問・回答書

業務名：長野市横断地下道等照明灯 LED 化 ESCO 事業

	質 問 内 容	回 答
1	実施要領 頁4 大第6 中 (3) 小ウ 「本業務と種類及び規模が同等以上」と記載が御座いますが施設の特性上、対象は道路照明灯・トンネル照明灯の実績との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	実施要領 頁5 大第8 中(1) 小 オ及びカ 商業登記簿謄本、納税証明及び財務諸表は正本と記載がないことから「写し」という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	実施要領 頁6 大第10 中 (1) 小 キ 各提出書類には、応募者を特定できる表示を一切してはならないと記載がありますが、応募者グループ外の下請市内業者等の企業名は記載してよろしいでしょうか。	応募グループ外の企業名は記載してください。
4	仕様書 頁5 別表1 横断地下道等照明灯内訳 トンネル照明に関しての規制費(片側交互通行)などは提案時には見込まず受注後増額を含む協議との認識でよろしいでしょうか。	提案時には施工に必要な規制を盛り込んで算定してください。 上限として提示した事業費は昼間で片側交互通行として工事費を見込んであります。 なお、警察等との協議により、施工及び規制の条件が変更になる場合は別途協議を行います。
5	仕様書 頁5 別表1 横断地下道等照明灯内訳 遮光機能を持つ照明灯が内訳表から読み取ることができません。 提案時は一般タイプで計上し、受注後の調査で判明した場合に増額	提案時は一般タイプで計上してください。 調査の結果、遮光機能が必要なものがある場合は、別途協議を行います。

	を含む協議を行うという認識でよろしいでしょうか。	
6	様式第4号の5 ESCO 事業関連事業実績一覧表に添付する契約書の写しですが、全体となると枚数が多くなるため押印や契約金額など必要最低限の記載箇所の抜粋としてよろしいでしょうか。	添付契約書は様式記載内容が確認できる箇所の抜粋としてください。
7	記載なし 「市内業者を活用することを確認できる書類」として、提案書等に市内工事業者からの関心表明書を添付したいと考えていますがよろしいでしょうか。	様式第14の添付資料としてご提出ください。
8	記載なし 基本作業時間（平日9時から17時）の作業時間を想定しています。時間外での作業となる施設を御教示願います。 ご教示頂けない場合、提案金額は全て基本作業時間での施工で検討しますがよろしいでしょうか（基本作業時間外の施工となる場合は追加費用が発生します。）	すべての箇所は平日の昼間施工が可能と見込んでいます。 なお、警察等との協議により、施工及び規制の条件が変更になる場合は別途協議を行います。
9	仕様書 頁3 大4 中テ ”テ 横断地下道については、停電対策として無停電電源装置を備えた照明とすること、施設毎の設置数は市と協議のうえ、決定する。” とありますが、公平性担保の為別表1のどの箇所を何灯分見込めばいいかご教示下さい。	無停電電源装置の設置箇所は、 28箇所 80灯 としてお見込みください。
10	仕様書 頁3 大4 中ス ”「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月、国土交通省）」及び 「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説 平成30年度版（一社）建設電気技術協会」に適合する製品を使用すること。” とあ	ご認識のとおりです。

	りますが、適合の対象は、車道照明におけるトンネル照明器具のみという認識でよろしいでしょうか。	
11	仕様書 頁3 大4 中セ ”前号アに適合していることを証明できる資料を提出すること。”とありますが、項目”ス”を示しているという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、文中「前号ア」の部分は「前項ス」の間違いです。項目スの内容を証明できる書類の提出をお願いします。
12	仕様書 頁3 大4 中セ 前述の質問に加えて、提出資料は枚数が多いので、提案書の提出時に巻末に別添資料として提出するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	仕様書 頁3 大4 中タ ”タ 落下防止対策をしていること。”とありますが、落下防止対策が必要なのは、車道照明におけるトンネル照明器具で既存落下防止措置が施されている場合に限る認識で新規アンカー等を打つことは想定しない認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
14	仕様書 頁3 大4 中ツ ”ツ トンネル照明は安全性の観点から不点検知機能を有すること。対象施設は市と協議のうえ、決定とする。” とありますが、不点検知機能とは、”器具から送られる不点検知信号を既存の照明管理システムで確認できること”を示す、という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	様式第14号 市内事業者の活用をする予定ですが、評価点はNo.5 現地調査、No.6 施工計画、No.7 施工体制に配点される認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。